

## 第1章 総則

(目的)

第1条 社会福祉法人東郷町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款細則（以下「細則」という。）は、本会定款（以下「定款」という。）第47条の規定により本会の運営及び業務執行についての細則を定めるものとする。

## 第2章 評議員選定委員会

(評議員選定委員会運営細則)

第2条 定款第7条に規定する評議員選定委員会の運営については、別途定める評議員選定委員会運営細則において定める。

## 第3章 評議員会

(理事及び監事の出席)

第3条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(評議員会の開催)

第4条 評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会から成る。

2 その他必要がある場合に開催する評議員会のうち、事業計画及び収支予算の審議のために開催する評議員会は、毎事業年度開始前に開催しなければならない。

(招集の手続)

第5条 会長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め評議員会を招集する。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項
- (3) 評議員会の議案の概要

2 会長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、愛知県知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする召集の通知が発せられない場合

4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第6条 評議員会を招集する場合は、会長は、評議員会の1週間前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知をしなければならない。

2 会長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

(招集手続の省略)

第7条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

第8条 定款第12条に定める評議員会の決議事項及び決議要件の一覧は、別表1の記載のとおりとする。

2 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(評議員会への報告)

第9条 会長は、法令及び定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

(議事録)

第10条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項を提案した者の氏名

(3) 評議員会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

(2) 評議員会への報告があったものとみなされた日

(3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 議事録は、主たる事務所は評議員会の日から10年間、従たる事務所は評議員会の日から5年間、備え置かななければならない。

## 第4章 理事会

### (理事会の開催)

第11条 理事会は、原則として、毎会計年度に3月、5月及び12月の年3回開催する。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、次の事項の一に該当する場合に開催することができる。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会長に会議の目的である事項を示して、会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 社会福祉法第45条の18第3項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項に基づき、監事から理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

### (招集の手続き)

第12条 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前までに、次の事項を定め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。ただし、第15条第2項第1号による開催の場合は、第2号の事項を省略することができる。

- (1) 理事会の日時・場所
- (2) 理事会の目的である事項

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続を省略して理事会を開催することができる。

### (議長)

第13条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

### (理事会の決議事項)

第14条 定款第27条に定める理事会の決議事項の一覧は、別表2に記載のとおりとする。

### (議事録)

第15条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2 決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しな

なければならない。

- (1) 決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) (1)の事項を提案した理事の氏名
- (3) 決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

3 報告を要しないものとされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 報告を要しないものとされた事項の内容
- (2) 報告を要しないものとされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

4 議事録は、理事会の日から10年間保存するものとする。

## 第5章 会長等の執行権限

(会長等の専決事項等)

第16条 定款第27条の定める会長の専決事項及び定款第18条第3項に定める常務理事が執行する業務は、別表3に記載のとおりとする。

## 第6章 監事

(監事の選任議案)

第17条 会長は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事全員の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(理事会への報告)

第18条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

## 第7章 その他

(秘密の保持)

第19条 本会の評議員選定委員会の委員、評議員、役員（以下「役員等」という。）及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改正)

第20条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この定款施行細則は、公布の日から施行する。

附 則

この定款施行細則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この定款施行細則は、定款の公布の日から施行する。

附 則

この定款施行細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この定款施行細則は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第8条関係）

評議員会決議事項

1 本会運営に関わる事項

- (1) 定款変更に関する事。
- (2) 本会の解散に関する事。

2 役員 の 解任、選任等（報酬基準を含む。）に関する事項

- (1) 理事及び監事の選任又は解任に関する事。
- (2) 役員又は評議員の報酬等に関する事。

3 財務に関する事項

- (1) 事業計画及び収支予算書等に関する事。
- (2) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告に関する事。
- (3) 基本財産の処分に関する事。
- (4) 残余財産の処分に関する事。
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

4 その他

- (1) 社会福祉充実計画に関する事。
- (2) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

別表2（第14条関係）

理事会決議事項

1 本会運営に関わる事項

- (1) 本会の業務執行の決定に関する事。
- (2) 評議員会の招集並びに日時、場所及び目的である事項の決定に関する事。
- (3) 定款細則の決定に関する事。
- (4) 法第45条の16（一般法人法第84条第1項準用）で定める競業及び利益相反取引の制

限に関する事。

(5) 臨機の措置に関する事。(3分の2以上の同意)

## 2 役員等の選任・解任等に関する事項

(1) 会長、副会長、常務理事及び業務執行理事の選定及び解任に関する事。

(2) 重要な役割を担う職員の選任及び解任に関する事。

## 3 財務、計画及び報告に関する事項

(1) 重要な財産の処分及び譲受に関する事。

(2) 多額の借財に関する事。

(3) 事業計画及び収支予算書等に関する事。(3分の2以上の同意)

(4) 事業報告及び計算書類に関する事。

(5) 基本財産の処分に関する事。(3分の2以上の同意)

(6) 資産の管理に関する事。

(7) 会計処理の基準に関する事。

## 4 その他

(1) 法第45条の20第4項に規定する責任の免除に関する事。

(2) その他重要な業務執行に関する事項及び事務事業の執行に必要な基本的な規程の制定及び改廃に関する事。

別表3（第16条関係）

専決事項及び会長専決権の受任職名一覧

専決受任者		会長専決権の 受任職名	
		常務理事	
会長専決事項			
法人 一般 ・ 人事 に 関 す る 事 案	1	理事会・評議員会の招集に関する事。 (法令及び定款に定める招集者が行う招集を除く。)	
	2	理事会・評議員会の議案の提出に関する事。 (法令及び定款に定める議案権者が議案を提出する場合を除く。)	
	3	規程。規則等の制定及び改廃に関する事。 (法令及び定款で理事会又は評議員会が決議すると定めた場合を除く。)	
	4	予算編成及び決算調整に関する事。	
	5	予算の流用及び予備費の計上及び使用に関する事。	
	6	短期の資金の借入れ及び返済に係る契約で借入に関する事。 (多額の借入れの場合を除く。)	
	7	寄附の募集事務及び受入れに関する事。 (寄附金の募集は、除く。受入れについては、本会に重大な影響があるものを除く。)	○
	8	債権の放棄又は効力の変更に関する事。 (本会に重大な影響があるものを除く。)	
	9	金融機関を指定すること及び資産管理の種類の変更に関する事。	
	10	本会の組織及び権限に関する事。 (本会に重大な影響があるものを除く。)	
	11	利用者入所判定基準の策定に関する事。	
	12	利用者の決定及び利用契約締結に関する事。	○
	13	利用者の日常の処遇に関する事。	○
	14	苦情対応規程の策定及び第三者委員の選任に関する事。	

15	職員の採用に関する事。	
16	職員の人事配置に関する事。	○
17	有期契約職員の採用に関する事。	○
18	職員の休暇、欠勤、職務免状等に関する事。	○
19	職員の時間外勤務命令及び旅行命令に関する事。	○
20	職員の昇給及び昇格に関する事。	
21	職員の休職、復職、退職、育児、介護休業等に関する事。	
22	職員の表彰、制裁、解雇に関する事。	
23	職員の人事記録及び身分証明書に関する事。	○
24	職員の諸手当に関する事。	○



		専決受任者	会長専決権の 受任職名
			常務理事
会長専決事項			
法人 一般 ・ 人事 に 関 す る 事 案	25	職員の健康診断の実施に関する事。	○
	26	被服貸与等に関する事。	○
	27	職員の日常の労務管理及び福利厚生に関する事。	○
	28	職員の研修に関する事。	○
	29	車両の運行管理に関する事。	○
	30	官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出に関する事。	○
	31	諸証明に関する事。	○
収 入 事 案	32	介護報酬、自立支援給付費、運営費及び措置費等の収入に関する事。	○
	33	過誤納金の充当又は還付金に関する事。	○
	34	受贈の承認及び寄附に関する事。(重要なものは、除く。)	○
	35	その他債権に関する事。(重要なものは、除く。)	○
そ の 他 の 項 目	36	建設工事請負や物品納入等の契約締結に関する事(「契約額が1件100万円を超え250万円以下の工事又は製造の請負契約締結」、「契約額が1件100万円を超え160万円以下の食料品・物品等の買入れに係る契約締結」)	
	37	報酬、給与、旅費、賃金等定期的な支出に関する事。	○
	38	日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の購入に関する事。	○
	39	上記以外のもので少額な支出等に関する事。	○